

平成 24 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|---------------------|----|
| 1. 12月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 所管事務調査 | 19 |

平成 24 年 12 月 10 日（月曜日）

文教福祉委員会会議録

平成24年12月10日 月曜日

午前10時00分開議

午後 0時09分開議（実時間124分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第115号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）
1. 議案第116号・平成24年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号
1. 議案第117号・平成24年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号
1. 議案第130号・八代市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
1. 陳情第9号・安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出方について
1. 陳情第10号・最低保障年金制度の創設を求める意見書の提出方について
1. 陳情第11号・国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出方について
1. 陳情第12号・改正介護保険制度の充実を求める意見書の提出方について
1. 平成22年請願第2号・八代市立白島ざんが保育園民営化反対について
1. 平成23年請願第7号・八代市立保育所民営化等計画に基づく宮地さくら保育園の民営化計画中止について
1. 平成23年陳情第11号・河俣保育園の存続について
1. 所管事務調査
 - ・教育に関する諸問題の調査
 - （八代市教育振興基本計画について）
 - （龍峯幼稚園の廃園について）
 - （第六中学校体育館の耐震化について）
 - ・保健・福祉に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長	松 永 純 一 君
副委員長	西 濱 和 博 君
委員	上 村 哲 三 君
委員	庄 野 末 藏 君
委員	福 嶋 安 徳 君
委員	前 垣 信 三 君
委員	矢 本 善 彦 君
議長	古 嶋 津 義 君

※欠席委員 飛 石 順 子 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

教育部長	北 岡 博 君
教育部次長	釜 道 治 君
教育総務課長	和久田 敬 史 君
学校教育課長	塚 副 徹 君
教育施設課長	増 住 眞 也 君
健康福祉部長兼福祉事務所長	上 田 淑 哉 君
健康福祉部次長兼福祉事務所次長	堀 泰 彦 君
はつらつ健康課長	蒲 生 尚 子 君
はつらつ健康課副主幹兼健康増進係長	續 良 彦 君
国保ねんきん課長	小 林 眞 二 君
長寿支援課長	國 岡 雄 幸 君
総務部	
人財育成課長	中 勇 二 君

○記録担当書記

小 川 孝 浩 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（松永純一君） 皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あ

り)

定刻となり、定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第 115 号・平成 24 年度八代市一般会計補正予算・第 8 号（関係分）

○委員長（松永純一君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第 115 号・平成 24 年度八代市一般会計補正予算・第 8 号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、教育部から、歳出の第 9 款・教育費について説明願います。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大変お世話になります。

議案第 115 号・平成 24 年度八代市一般会計補正予算・第 8 号でございますが、第 9 款・教育費で 4834 万 9000 円の減額をお願いいたしております。

その詳細な内容につきましては、釜教育部次長が説明をいたしますので、御審議のほどよろしく願いをいたします。

○教育部次長（釜 道治君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、釜教育部次長。

○教育部次長（釜 道治君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、早速でございますが、予算書に基づいて説明をさせていただきます。

資料 3 ページをまずお願いいたします。歳出の資料 3 ページで説明をいたします。よろしいでしょうか。歳出の第 9 款・教育費に、今回 4834 万 9000 円を減額し、補正後の予算額を 43 億 1365 万 8000 円にするお願いでございます。

4834 万 9000 円の減額補正の内訳としましては、事業費補正が 165 万 3000 円の増額、人件費補正が 5000 万飛んで 2000 円の減額、差し引きの 4834 万 9000 円の減額となっております。

補正の項別内訳としましては、まず、項の 2・小学校費に 101 万 5000 円と、項の 3・中学校費 63 万 8000 円が事業費補正で、その他の項 1・教育総務費、項 5・幼稚園費等々については、それぞれに増額補正、減額補正の違いはございますが、全て人件費補正に伴うものでございます。

本年度は給料表の改定がなく、また期末勤勉手当の支給月数の改定もなかったことから、例年お願いしております人事院勧告に準じた補正はございません。しかし、今回、教育費全体として人件費補正が約 5000 万円の減額と大きくなってまいりますので、その主な要因を先に申し上げます。

まず、職員 3 人の減など、人事給与の変動に伴う減額が約 3950 万円、次に、育児休業取得者 5 人、休職者 4 人に伴う給与減額等が約 1050 万円でございます。なお、項別に見た場合には増額の項もございますが、これは人事異動に伴い職員構成が変動し、給料等に差が生じることが主な理由でございます。

それでは、目ごとの補正内容について説明をいたします。20 ページをお願いいたします。

項の 1・教育総務費、目 2・事務局費から説明をいたします。目 2・事務局費につきましては、教育総務課、教育施設課、学校教育課、教育長、部長、次長、私どもの所属の費目でござ

います。204万2000円の減額補正でござ
います。一般職49人分でございますが、育児
休業2名、教育長の不在期間が一月ございま
したので、そういったものに伴います減額とい
うことでございます。

目の3・教育サポートセンター費につい
ては、12万9000円の増額の補正でござい
ます。一般職2人分、人事異動に伴う変動でござ
います。

次に、項の2・小学校費、目1・学校管理費
でございます。補正額が101万5000円の
増額でございます。東陽地区学校統合関連経費
です。

まず、東陽地区学校統合準備委員会につい
て、別紙をお配りしております。その資料をま
ず説明をさせていただきます。タイトルが東陽
地区学校統合準備委員会最終報告内容でござい
ます。

まず、組織としましては、委員15名で準備
委員会を設置しまして、方針ないし確認の作業
を続けてまいりました。また、専門的、また調
整を要する部分についてはPTA部会、教務・
事務部会の専門部会を立ち上げ、協議を続けて
きたところでございます。経過としましては、
第1回を4月27日に立ち上げまして、大体一
月に1回程度協議をしてまいりました。7月に
中間報告会、10月の3日に最終の報告会をい
たしまして、準備委員会としての方針が決定し
たものでございます。

校名につきましては、八代市立東陽小学校と
して、確認をいたしております。学校の校名変
更等につきましては、3月の議会で設置条例の
改正をお願いする予定でございます。

次に、校章につきましては、東陽町町内の小
中学生を対象にデザインを募集しまして、80
点の応募の中から美術専門の萱嶋義邦先生――
元八代市教育委員長でございますが――にお願
いをし、作成をいたしておるところでございま

す。校歌につきましては、作詞を元河俣小学校
長の森山雅彰先生、作曲については前種山小学
校長の村崎公生先生でございます。最終報告会
の席で御披露をいたしたところでございます。

通学体制、スクールバスにつきましては、河
俣地区についてはジャンボタクシー2台、これ
は坂より上、久木野方面と美生、鶴方面を予定
しております。内ノ木場地区についてはタクシ
ーを利用する予定でございます。

それと、式典行事としまして、閉校式の予定
を種山小学校で3月23日の土曜日、河俣小学
校で3月24日の日曜日、内ノ木場分校で3月
31日が、それぞれ予定をされておるところで
ございます。

こういった状況の中で今回、予算書に戻りま
すけれども、平成25年4月の東陽地区小学校
統合に向けた事前準備に係る経費及び現種山小
学校が統合校になり、校名を変更する必要がある
ことなどから、補正をお願いしております。

需用費につきましては消耗品費、役務費につ
きましては備品等の搬送手数料、各種看板の取
りかえに伴う手数料、委託料につきましては、
体育館壁面校章作成取り付け板、備品購入費
は、校旗、学校印等の購入に要する経費でござ
います。

次に、項3・中学校費、目1・学校管理費で
ございます。63万8000円の増額でござい
ます。これは、氷川中学校組合負担金の補正の
お願いでございます。氷川中学校組合負担金に
つきましては、当初予算で見込んでおりました
龍峯校区からの氷川中学校通学生が8人から9
人になったこと、それと地方交付税の配分額が
当初見込みより少なかったことにより、負担金
のお願いをいたしておるところでございます。

以下、また人件費の補正に戻ります。項の5
・幼稚園費、目1・幼稚園費でございます。こ
れは代陽幼稚園、太田郷幼稚園等、6園の一般
職23名分でございますが、補正額がマイナス

76万8000円でございます。休職者1人、育児休業2人の取得に伴う期末勤勉手当の減が主な内容でございます。

次に、項6・学校給食費、目1・学校給食費、八竜小学校、鏡小学校等の学校給食に要する人件費の補正でございます。補正額が255万7000円、一般職10人分でございます。主な理由は人事異動に伴うものでございます。

次に、22ページ、項7・社会教育費でございます。この中には、市民協働部と所属を分担しておる者がございますので、私どもの費目について説明をさせていただきます。目1・社会教育総務費と目2・公民館費につきましては生涯学習課の職員分でございます。社会教育総務費でマイナスの497万7000円、公民館費でプラスの518万2000円でございます。それぞれ一般職9名、一般職26人分ということでございます。ここで、職員手当等でそれぞれ約450万、460万の変動があっておりますが、これは課内での予算の費目変更に伴うものでございまして、トータル的には大きな変動があっていないものでございます。

次に、目4・図書館費につきましては、補正額がマイナス3457万3000円でございます。一般職10名分ということでございますが、ここにつきましては休職者が1人おりますことと、平成24年度より業務委託を拡大いたしました関係で職員4名を減じております。その関係で、3457万3000円の減額ということでございます。

博物館費につきましては、26万6000円の増、一般職8人でございまして、人事異動等による要因でございます。

以上が、教育部が所管いたします補正のお願いの内容説明でございます。以上です。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） 今、22ページの図書館費のところの説明をされました職員の減と、その減った分にはどういう穴埋めをされとるんですか。

○教育部次長（釜 道治君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、釜教育部次長。

○教育部次長（釜 道治君） はい。御案内のとおり、開館日を大幅にふやしたところもございます。当然、それにはスタッフが必要でございますので、委託という形で委託職員の配置をいたしております。よって、今回、人件費では3400万の減ということでございますが、所要の委託料がふえておるということでございまして、トータル的な効果としましては約800万ぐらい、職員の減と委託への切りかえということで約800万ぐらいの実質的な削減になっておるということでございます。（委員前垣信三君「減ととるわけですね」と呼ぶ）

はい。（委員前垣信三君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（松永純一君） はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、第9款・教育費については終了します。

入れかえのために小会します。

（午前10時14分 小会）

（午前10時15分 本会）

○委員長（松永純一君） 本会に戻します。

次に、健康福祉部から歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について一括説明願いま

す。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいま、委員長御案内の議案第115号・平成24年度一般会計補正予算・第8号中、健康福祉部が所管いたします第3款・民生費及び第4款・衛生費につきまして、堀次長より説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、堀健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部、堀でございます。座らせていただき、説明させていただきます。

議案第115号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第8号のうち、健康福祉部が所管いたします第3款・民生費及び第4款・衛生費につきまして御説明いたします。

2ページをお願いいたします。2ページの歳入歳出予算補正の歳出の部のほうでございますけれども、ページの一番下になりますけれども、款の3・民生費では項の1・社会福祉費を2213万9000円減額し、項の2・児童福祉費を455万3000円減額し、項の3・生活保護費に58万4000円を追加いたします。

あわせまして、予算額を、上段となりますけれども2610万8000円を減額し、補正後の予算額を200億3460万6000円といたしております。

次の3ページとなりますけれども、款の4・衛生費では項の1・保健衛生費を6798万5000円増額し、項の2と合わせまして、上段となりますが、8043万6000円の増額補正となり、補正後の予算額を43億4626万円といたしております。（委員上村哲三君「ちょっと待って。今、減額って言った。間違っどっぞ」と呼ぶ）減額、四千……（委員上村哲三君「保健衛生費を減額って言ったけど、間違っていない」と呼ぶ）はい。8043万6000円の……。ここですね。（委員上村哲三君「違う、違う。保健衛生費を6798万5000円減額しと言った。トータルは8000万……」と呼ぶ）

6798万5000円ですね。（委員上村哲三君「増額だろう」と呼ぶ）

増額いたしております。大変失礼しました。減額じゃございません。訂正させていただきます。済みません。

で、8043万6000円の増額補正となりました。失礼しました。

なお、今回の人件費にかかります補正の概要につきましては、先ほど教育部から説明がありましたので、詳しくは省略させていただきます。ポイントとしましては、本年度は給料表の改定がなく、期末勤勉手当の支給月数の改定もなかったため、例年お願いしておりました人事院勧告に準じた補正はありません。今回の12月人件費補正の主な要因としましては、人事異動、退職者及び休職者などの影響によるものでございます。

それでは、目ごとに補正内容を御説明いたします。

12ページをお願いいたします。中段のほうになりますけれども、第3款・民生費、項の1・社会福祉費、目の1・社会福祉総務費では、補正額として1939万7000円を減額いたしております。

節の欄ですが、節の２・給料から節の４・共済費までは職員７名分の人事異動による増減額でございます。節の２８・繰出金では２３０４万６０００円の減額を計上しております。右の説明欄をごらんいただきますと、後ほど説明があります。議案第１１６号・平成２４年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第１号との関連となりますが、国民健康保険特別会計への繰出金に、人件費の増額による１３２万１０００円を追加いたしております。また、介護保険特別会計への繰出金を、人件費の減額に伴い２４３６万７０００円減額いたしております。これは議案第１１７号・平成２４年度八代市介護保険特別会計補正予算・第２号との関連でございます。詳細は、各特別会計におきまして説明いたします。

次に、目の２・老人福祉対策費では、人件費１８９万１０００円の減額となっております。これは職員５名分の人事異動の影響によるものでございます。

目の４・障害福祉対策費では、人件費４０７万円の減額を計上しております。これは職員２２名分の人事異動と育休職員１名分の影響によるものでございます。

目の５・国民年金費では、人件費３２１万９０００円の追加を計上いたしております。これは職員５名分の人事異動に伴う影響によるものでございます。

次に、１３ページをお願いいたします。第３款・民生費、項の２・児童福祉費でございますが、目の１・児童福祉総務費では、人件費２３５万３０００円の減額を計上しております。これは職員１８名分の人事異動に伴うものと、休職１名、育休職員１名分の影響によるものでございます。

目の２・児童措置費では、１８５万８０００円の減額を計上しております。これは職員１名分の人事異動等による影響額でございます。

次に、目の３・保育所費では、人件費３４万２０００円の減額を計上しております。これは、公立保育所職員７５名分の人事異動及び育休職員１名分の影響によるものでございます。

第３款・民生費の、項の３・生活保護費でございますが、目の１・生活保護総務費では人件費５８万４０００円の追加を計上しております。これは職員１９名分の人事異動に伴う９１万６０００円の減と、並びに生活保護申請件数などの増加に伴います時間外手当の増額１５０万円によるものでございます。

次に、１４ページをお開きください。第４款・衛生費、項の１・保健衛生費、目の１・保健衛生総務費では、２３６万円の減額を計上しております。

節の欄ですが、節の２・給料から節の４・共済費までは、職員３４名分の人事異動及び育児休業２名分による影響でございます。

次に、目の２・予防費に７０３４万５０００円を追加し、３億９４９０万６０００円といたしております。節の１３・委託料に同額７０３４万５０００円を計上いたしております。予防接種事業は、感染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を防止するため事業を行うものでございますが、特に子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、平成２３年３月から国の緊急対策事業として開始いたしました。ワクチンの製造・供給が滞り、全国的にワクチンの入手が困難な状況となったことから、新たな初回接種者への接種の差し控えが行われました。しかし、２３年度に入りましてからワクチンの供給状況が徐々に改善され、その後、対策を徐々に広げたこともあり、２３年度はほぼ予定していた接種者数に近い実績となりました。また、２４年度は当初見込んでおりました接種者数１７９６人から、さらに１８４人の伸びを見込まれますため、年度いっぱい１９８０人ほどの接種を見込んでいただいております。

次に、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンにつきましても、子宮頸がん予防ワクチンと同じく、平成23年3月から国の緊急対策事業として開始いたしました。全国でこれらのワクチンを含みますワクチンの同時接種後の乳幼児の死亡事例が7例発生いたしました。そこで本市では、平成23年3月4日から接種を直に見合わせを行いました。その後、これらの接種と死亡事例との直接的な因果関係が認められなかったことから、23年度4月以降は接種を再開いたしました。イメージの低下もございまして、年度当初は1月当たりおのおの40人程度の接種と低調でございました。その後、徐々に事業が浸透し、23年度末では1月当たり300人を超える状況となりましたが、24年度当初予算作成時点におきましては、まだ実績の伸びが24年度現在の実績ほど見込めなかったものでございます。

本市では、広報は市ホームページのほか、子宮頸がん予防ワクチンにつきましては新しく対象となる者が中学1年生であるため、学校を通じまして、またヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、保健師などが乳児全戸訪問や乳幼児健診の際にチラシの配布を行ってまいりました。このほかにも、ワクチン製造業界によるマスコミ等での積極的なPR活動などもございまして、接種件数が増加してきたものでございます。

このように、市民の皆様の認識も高まってきた結果、小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、当初見込んでおりました接種者数1796人から、さらに3634人の伸びを見込みまして、年度いっぱい5430人ほどの接種を今回見込んでおるところでございます。

同じく、ヒブワクチンにつきましても、当初見込んでおりました接種者数1990人から、さらに2990人の伸びを見込みまして、年度いっぱい4980人ほどの接種を見込んでお

り、補正の計上をお願いするものでございます。

なお、財源としましては、特定財源欄の国県支出金欄でございますが、3165万5000円の県支出金、補助率10分の4.5を予定いたしております。

以上が、健康福祉部が所管いたしております、補正予算の内容でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。12ページから13ページ、14ページにかけましての人件費の減のことににつきまして、関連事項でお尋ねしたいと思います。

人件費の減の主な理由として、人事異動と、それから育休、休職というような御説明があったかと思いますが、育休の減の人数を、ちょっと私が聞き取りの中で聞き間違えていなければ、トータル5名いらっしゃったんじゃないかなというふうに思うところなんですけども、この職員の減については、各課どのような形で、その業務のフォローを対応なさっていらっしゃるのかお尋ねいたしたいと思います。（健康福祉部次長兼福祉事務所次長堀泰彦君「各課でございますか」と呼ぶ）

まとめて結構です。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） まとめてよろしいわけですかね。はい。

○委員長（松永純一君） はい、堀健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） はい。人数の確認をもう一度申し上げておきますと、障害福祉対策費で育休者1名、児童福祉総務費で休職者1名、育休者1名、保育所費のこども未来課の分で育休者1名、そして

保健衛生総務費のはつらつ健康課分で育休者2名という人数分になっております。基本的には人事異動行われた後におきましては、人財育成課のほうでの正職員の異動は行わないというのが原則でございますものですから、事務量的に非常に大きいものがない限りは、該当課内での職員の中での業務の融通あるいは多少の時間外を行うことによって、事務事業の補足を行っているという状況、現実としてそういう状況でございます。

以上でございます。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（松永純一君） 西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。説明の趣旨は理解できました。その各課ごとでどれくらいの業務だとか、その業務を課員でどう配分するかというのはそれぞれの課の判断になるのかと思うんですけども、例えば、場合によっては臨時採用職員を採用するとか、今、先ほどお話がありました時間外が発生するだとか、そういうところについては現場の職員さんに過重な負担がかからないように適正に対応されているというような理解でよろしいのでしょうか。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） はい。

○委員長（松永純一君） 堀健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） はい。今、御指摘のように育休に関しては将来予測ができるわけでございますけれども、休職とかに関しては、非常に急に発生する場合もございます、いろいろな状況によりまして。その結果につきましては、当然課内協議を経られた後で部長までの、課長のほうから御報告があります。それをあわせて協議を行った上で人財育成課のほうにいろいろな先ほど申しただきましたような内容について協議を進めるという形で、課のほうから人財育成課のほうに要望等を行うことによって、必要な条件がそ

ろった上においては、時間外のお願いあるいは臨時職員のお願いというものを——済みません、今の話で、育休とか休職を申し上げましたけれども、事務事業の急激な伸びのような場合も含めまして対応して、今おっしゃられました職員負荷が緩和できる部分につきましては緩和できる方向で対応している状況でございます。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） ありがとうございます。ちなみに今、6人休んでいらっしゃるんですけども、その職場に対する臨時職員は配置してありますでしょうか。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、中人財育成課長。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。人財育成課の中でございます。

育児休業の場合は前もって予測ができますので、原課さんのほうと話をしまして、例えば、福祉の場合でいきますと保育士、それから保健師さん等専門職の方がいらっしゃいますけれども、非常勤あるいは臨時職員で補うべきものは補うと。そしてまた事務職の方の場合でも、なかなか臨時職員さんができる業務というのも限られますので、原課さんのほうでどういう対応が必要かということを相談いたしまして、職員一人一人の担務をやりくるなど工夫をさせていただいて、臨時職員を補ってカバーしてもらうということをやっておりますので、補わないのが原則ということはございませんで、その職場の職務の状況に応じて対応いたします。

以上です。

○委員（西濱和博君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） ありがとうございます。人財育成課の考え方、理解できました。

申し上げたいのは、人件費で、その職員が休

まれると、当然伴って人件費等減になるということでございますが、臨時職員をその分、リカバリーで雇用したときでも、人件費をトータルすると別に、過重な、過大な負担が発生するわけではないと思いますので、その業務、業務に必要なしかるべき配置というのを正職員で賄えない場合は、今、人財育成課長がおっしゃったようなことはやはり適正にしていきたいし、熊本市も育休あたりが予測されるときは、それに伴う制度をちゃんと使って活用されているということもありますので、今後も引き続き、その点については安定した公共サービスのためにも意識していただければなというふうをお願いして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（矢本善彦君） ちょっとよか。

○委員長（松永純一君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） 14ページの子宮頸がん等ワクチンの予防接種のその啓発運動はどのようにされているのか。

○委員長（松永純一君） はい、蒲生はつらつ健康課長。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）はつらつ健康課の蒲生です。

広報活動につきましてですけれども、私どもが配布しております予防接種カレンダー、市民カレンダーのほうにも広報しておりますし、予防接種カレンダーのほうにも掲載します。それと、市のホームページとか学校を通じまして、個人に通知を差し上げておるところです。

以上でございます。

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） これは中学1年生からですかね、対象者は。

○はつらつ健康課副主幹兼健康増進係長（續良彦君） はい。

○委員長（松永純一君） 續係長。

○はつらつ健康課副主幹兼健康増進係長（續良彦君） はつらつ健康課の續でございます。

ただいまお尋ねになりました子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、現在は中学校1年生から高校1年生までが対象となっております。

○委員（矢本善彦君） はい、わかりました。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、これより採決いたします。

議案第115号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第116号・平成24年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号

○委員長（松永純一君） 次に、議案第116号・平成24年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号について説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。引き続きまして議案第116号・平成

24年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号につきまして、国保ねんきん課の小林課長より説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、小林国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小林眞二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課の小林でございます。それでは、失礼して、座らせていただいて説明したいと思います。

それでは、お手元でございます議案第116号・平成24年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号について説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1227万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ186億3682万6000円とするものでございます。

内容につきましては、歳出から説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。第1款・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費132万1000円は、節2・給料から節4・共済費まで合わせて対象職員20名のうち5名の人事異動に伴うものでございます。

第3款、項1、目1・後期高齢者支援金で、節19・負担金補助及び交付金107万2000円は、国保加入者1人当たり負担額の変更等により、今年度支払額が決定したことから、補正増額するものでございます。

次の第9款・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金、目1・償還金で、節23・償還金利子及び割引料988万5000円は平成23年度精算金でございます。これは、国・県から概

算で交付されておりました補助金等が確定したことに伴いまして、超過交付分を国・県へ返還するものでございます。その内訳といたしまして、国への償還金として高齢者医療制度円滑運営事業費補助金が76万5000円、特定健診等負担金の国分が449万円、出産育児一時金補助金が14万円で、合わせて539万5000円。県への償還金として、特定健診等負担金の県分が国と同額の449万円でございます。

次に、戻って5ページをお願いいたします。2、歳入でございます。第9款・繰入金、項1、目1・一般会計繰入金132万1000円は、歳出第1款・総務費の補正財源とするものでございます。

款10・繰越金1095万7000円は、総務費を除く歳出の補正財源とするものでございます。

以上、議案第116号・平成24年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありますか。——ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、これより採決いたします。

議案第116号・平成24年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありが

とうございました」と呼ぶ者あり)

◎議案第117号・平成24年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号

○委員長（松永純一君） 次に、議案第117号・平成24年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号について説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
はい、委員長。

○委員長（松永純一君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
はい。続きまして、議案第117号・平成24年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号につきまして、長寿支援課の國岡課長より説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、國岡長寿支援課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい。長寿支援課の國岡でございます。どうぞよろしく願いいたします。済みません、着席して説明させていただきます。

○委員長（松永純一君） はい、どうぞ。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） それでは、お手元でございます議案第117号・平成24年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号について御説明いたします。

まず、お手元の予算書の1ページのほうをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条に記載されておりますとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2436万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億7531万1000円とするものでございます。

内容につきましては、歳出から御説明させていただきます。5ページをお開きいただきたいと思います。

まず、中段から下段の歳出のほうで御説明いたします。下段、3、歳出でございます。第1款・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費で、2436万7000円の減額補正となっております。詳細につきましては、節2・給料から節4・共済費までを合わせまして、2436万7000円を減額するものでございます。これは、職員数3名減及び人事異動等の影響によるものでございます。職員数3名減のうち、うち2名につきましては、一般会計の民生費の老人福祉対策費へ2名分組み替えたものでございます。

続きまして、上段の2、歳入の御説明をいたします。第7款・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金で、2436万7000円の減額補正でございます。これは、3、歳出で御説明いたしました職員給与費の人員費2436万7000円の減額補正に伴うものでございます。

以上をもちまして、議案第117号・平成24年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号についての御説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします……
（「なんか」と呼ぶ者あり）あ、あった。

○委員（上村哲三君） うん。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） はい。今、歳出のほうで、職員3名のうち2名を老人福祉のほうへ2名組み替えたということだが、これは実働で2名組み替えたんですか。どうなんです。そのところをちょっと教えて。

○委員長（松永純一君） 國岡長寿支援課長。

○長寿支援課長（國岡雄幸君） はい、実働で2名の組み替えでございます。

○委員長（松永純一君） いいですか。

○委員（上村哲三君） はいはい、よかです。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、これより採決いたします。

議案第117号・平成24年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第130号・八代市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○委員長（松永純一君） 次に、条例議案の審査に入ります。

議案第130号・八代市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） 続きまして、議案第130号・八代市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきまして、はつらつ健康課の蒲生課長より説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（松永純一君） はい、蒲生はつらつ

健康課長。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） はつらつ健康課の蒲生です。座らせていただき、説明をさせていただきます。

議案第130号・八代市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について御説明いたします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法が本年5月11日に公布されました。施行日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされています。この法律は、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症が発生した際に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、新型インフルエンザ等緊急事態における特別な措置について定めるものとされています。

また、この法律では、市町村対策本部の設置については市町村の条例で定めることとしておりますことから、今回、条例の制定を行うものでございます。

参考までに、別紙資料を御参照ください。条例は34ページでございます。資料につきましては別添配付をいたしております。よろしいでしょうか。

国が示しています新型インフルエンザ等対策の実施に係る体制についてでございます。国として、整合性のある対策を効果的に実施するために、国及び地方公共団体に対策本部を設置することとしております。国及び都道府県は、新型インフルエンザ等の発生時に対策本部を設置することになります。市町村は、国の緊急事態宣言以降に対策本部を設置することになります。

下の図をごらんください。政府対策本部についてですが、政府は内閣総理大臣を対策本部長とし、基本的対処方針の策定と公表、また対策

に関する総合調整等を行うとされています。

都道府県対策本部においては、都道府県内の新型インフルエンザ等に関する総合調整等を行い、また、国や指定公共機関に対する職員派遣要請を行います。市町村対策本部は、市町村長を対策本部長とし、市町村内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等を行うことになります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○委員長（松永純一君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） これを定めて、これを実態として動かすというのは、今までとどう違うんですか。違いを教えてください。違いがなければ、これをつくるだけの意味がない、ただ組織だけするというようなことになってしまいますよね。実態として、今までも八代市では動いてきているはずだから、今の担当課が実際に動くやつと、これをつくって、これがまた縦でずつつないでいかなきゃいけないような状態あるよね。縦と横でね。そのところの手順の差とか、そのあたりでかえって何か遅延を起こすようなことは考えられませんか。そういう障害はありませんか。

○はつらつ健康課副主幹兼健康増進係長（續良彦君） はい。

○委員長（松永純一君） 續副主幹兼係長。

○はつらつ健康課副主幹兼健康増進係長（續良彦君） はい、はつらつ健康課、續でございます。

ただいまのお尋ねの件でございますが、まずこれの法律自体が施行された経緯から、まず御説明いたしたいと思います。

まず、皆さん御存じだと思いますが、平成21年度に新型インフルエンザの大流行というのがございまして、その際に私どものほうでも規

定を設けまして、対策本部あたりをつくったところがございます。ただ、こちらにつきましては、もともと対策本部をつくるという法的な根拠というのがその当時存在しなかったと。市町村によっては対策本部をつくっていないところもあるなど、各自治体によって取り組みがばらつきが見られたと。で、さらに前回のインフルエンザにつきまして、弱毒性、つまり流行力は強かったんですが、毒性は弱かったと、そういったこともあり、かなり社会に与える混乱というものが大きかったということも踏まえまして、新たに特別措置法というのを設けまして、今回の想定はあくまでも強毒性、つまり鳥インフルエンザであるとか、そういった強毒性のインフルエンザ等を想定いたして法的整備を進めると。これによりまして、もともと、いろいろ社会に与える影響がございますので、法的な裏づけがなくそういった強制力あたりを発効すること自体が非常に全国的にも問題になったという経緯がございますので、そのあたりを踏まえまして、法律が設けられたというものでございます。

で、この市町村の対策本部につきましては、実態といたしましては、今まで私どものほうで行いました対策本部と大きな差はございませんが、こちらのほうがはっきり法律の中で市町村対策本部を市町村は設けなければならないというふうに条文で明記されました。それを条例で明記しなきゃならないということがございましたので、今回、条例として提案させていただいた次第でございます。

なお、内容につきましては、現在の対策本部と特に災害対策本部あたりを踏まえて作成するようにということになっておりましたので、私どものほうの旧来からありましたインフルエンザの対策本部と現在あります八代市の災害対策本部あたりとの整合性をとりまして、今回、条例案として定めさせていただいたものでござい

ます。

以上でございます。

○委員長（松永純一君） いいですか。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） だったら、今までですね、もし罹患してから1週間は人と接触をしないとかね、病院あたり行ったらすぐ隔離をされるとかいう、実態として、私もこないだインフルエンザかかって、やられたんだけど、そういう面に関しては、今までは法的な強制力はなかったというような理解でいいんですかね。

○はつらつ健康課副主幹兼健康増進係長（續良彦君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、續副主幹兼係長。（委員上村哲三君「それとまた違うのかな」と呼ぶ）

○はつらつ健康課副主幹兼健康増進係長（續良彦君） はい。確かに前回の平成21年度に発生いたしましたときには、まず流行のほうが先にあったということで、国といたしましても対策指針あたりを定めましたが、これは法律というレベルではなかったということでございます。ただ、今回、こういった反省点も踏まえまして、法律としてきちんと、こういった場合には、例えば渡航制限であるとか、そういったようなものの法的根拠をはっきりさせるということでございます。

実行するにあたりましては、前回、平成21年度に行いましたような対策あたりをですね、今後、国のほうでも今現在、検討しているところでございます。それを踏まえて、国、県、市というふうにまた具体的な対策の中身につきまして、今後また詰めていくということになります。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

委員長、よろしいですか。

○委員長（松永純一君） はい、上田健康福祉

部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

今回のこの法律というのは、あくまでも新型のインフルエンザということですので、ですから、こないだ21年度、流行したというのはもう既に季節性のインフルエンザに変わっておりますので、新たに今度、例えば鳥インフルエンザとか、新しい型のインフルエンザを対象としているということでございます。新型インフルエンザだけではなく、ほかにも強力に感染するおそれのある感染症、そういったものを対象としているということでございますので、よろしくをお願いします。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） これは、感染率がどれだけだったら対策本部を立ち上げなさいとか、何かそういったレベルのものはないんですか。

○委員長（松永純一君） はい、續副主幹兼係長。

○はつらつ健康課副主幹兼健康増進係長（續良彦君） はい。その基準につきましては、今現在、厚生労働省のほうで部会等で検討されているところでございます。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、これより採決いたします。

議案第130号・八代市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(松永純一君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

◎陳情第9号・安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出方について

○委員長(松永純一君) 次に、請願・陳情の審査に入ります。

審査に入ります前に、郵送にて届いております要望書については、写しをお手元に配付いたしておりますので、御一読いただければと存じます。

今回、当委員会に付託となっておりますのは、新規の陳情4件に継続審査の請願2件と陳情1件です。

まず、陳情第9号・安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出方についてを議題といたします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いたさせます。

○書記(小川孝浩君) (書記、朗読)

○委員長(松永純一君) 本陳情について、質疑、御意見等はありませんか。

○委員(前垣信三君) はい。

○委員長(松永純一君) はい、前垣委員。

○委員(前垣信三君) たしか、この文教福祉委員会で昨年の9月、12月、同じようなこの継続審査で、もう件名はほとんど一緒なんですね。内容が多少違いますけど、陳情の内容としては一緒みたいなのが、ことしの3月の議会で審議未了という形になっております。

で、3月に審議未了して、また今回どうかという話になると思うんですが、書いてあることは決して悪いことは書いてないんですけども、私たちの市議会としてこれを審議するものかどうかという話になってくると、継続審査な

り、基本的には3月と一緒に審議未了という形で扱わぬといかぬのではないかなと私は思います。

○委員長(松永純一君) はい。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松永純一君) 今のは、審議未了と継続審査、両方言われましたけど、どっち。

○委員(前垣信三君) 基本的には、継続審査でも構わないと思いますが、3月には審議未了でこの委員会で決めとるもんですから、今回も審議未了という形でどうかという提案をさせてもらいます。

○委員長(松永純一君) はい。

ただいま、審議未了という御意見が出ておりますが、ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松永純一君) なければ、お諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第9号・安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出方については、閉会中、継続審査の申し出をしないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち、審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(松永純一君) 挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

◎陳情第10号・最低保障年金制度の創設を求める意見書の提出方について

○委員長(松永純一君) 次に、陳情第10号・最低保障年金制度の創設を求める意見書の提出方についてを議題といたします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いたさせます。

○書記（小川孝浩君） （書記、朗読）

○委員長（松永純一君） 本陳情について、質疑、御意見等はありませんか。（委員前垣信三君「ちょっと小会してもらっていいですか」と呼ぶ）

小会します。

（午前11時04分 小会）

（午前11時06分 本会）

○委員長（松永純一君） 本会に戻します。

質疑、御意見等はありませんか。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） これは、先ほどと一緒になんですけれども、決して間違っただけのおっしゃってないかなと思うんですが、委員会として、市議会として審議するものではないような気がしますので。しかも、3月にも審議未了という形で送っておりますので、これも同じく審議未了という扱いをお願いをしたいと思います。

○委員長（松永純一君） はい。審議未了の御意見が出ておりますが、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、お諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第10号・最低保障年金制度の創設を求める意見書の提出方については、閉会中、継続審査の申し出をしないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手全員と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

◎陳情第11号・国民健康保険財政への国庫負

担割合をふやすことを求める意見書の提出方について

○委員長（松永純一君） 次に、陳情第11号・国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出方についてを議題といたします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読をいたさせます。

○書記（小川孝浩君） （書記、朗読）

○委員長（松永純一君） はい。本陳情について、質疑、御意見等はありませんか。

何かありませんか。

はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） はい。八代市の議会でも、国民健康保険税を下げろとか、いろんな話も出ておりますし、これに書いてあるとおり、確かに国がある程度の負担をして、保険料を安くすることには何も異議はないんですけれども、どうも私たちの時点で、委員会であろうという話でもないような気がしますが、考え方としては継続審査なりでもどうかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○委員長（松永純一君） はい。ただいま継続審査の御意見が出ておりますが、ほかにありませんか。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） 今、前垣委員言われたようにですね、これはもうほかの議員さんたちもいろいろ一般質問等もなされている中でありますけれども、そういう中に、八代市としても一般会計からの繰り入れ、結構あつとるようですから、それについていろいろと、私たちがこれ以上議論を重ねてもあんまり答えは出せないだろうと思います。

そういうことで、私たちの力不足もあると思いますけれども、それについても、これ、継続で審議してもまだ——どういふ答えが出るかは

ちょっとわかりません。今回はまた審議未了でいったほうがいいんじゃないかなというふうには思います。

○委員長（松永純一君） はい。ほかにありませんか。

今、継続審査と審議未了の御意見が出ております。

ただいま継続審査と審議未了の意見が出ておりますが、何かほかにありますか。

はい。

○委員（庄野末藏君） これだけはもう、3月のほうに審議未了ですのなら、今度は継続で一応進めていって、次の回に審議未了ちょうことで。

○委員長（松永純一君） はい。ただいま継続審査と審議未了を求める意見が出ておりますので、これについてお諮りをいたします。

まず、継続審査についてお諮りをいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 可否同数であります。

よって、八代市議会委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が本陳情を裁決いたします。

本陳情については、委員長は継続審査とすることに裁決いたします。

よって、本件は継続審査とすることに決しました。

◎陳情第12号・改正介護保険制度の充実を求める意見書の提出方について

○委員長（松永純一君） 次に、陳情第12号・改正介護保険制度の充実を求める意見書の提

出方についてを議題といたします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いたさせます。

○書記（小川孝浩君） （書記、朗読）

○委員長（松永純一君） 本陳情について質疑、御意見等はありませんか。

何かありませんか。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） はい。確かにもう、何度もそうなんですけど、おっしゃってるということは本当によくわかるんですが、ことしの3月に同じ、同じ案件で審議未了とした経過もありますので、今回も審議未了でお願いをしたいと思います。

○委員長（松永純一君） はい。審議未了の御意見が出ておりますが、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、お諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第12号・改正介護保険制度の充実を求める意見書の提出方については、閉会中、継続審査の申し出をしないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

◎平成22年請願第2号・八代市立白島ぎんが保育園民営化反対について

◎平成23年請願第7号・八代市立保育所民営化等計画に基づく宮地さくら保育園の民営化計画中止について

◎平成23年陳情第11号・河俣保育園の存続について

○委員長（松永純一君） それでは、次に、平成22年請願第2号・八代市立白島ぎんが保育園民営化反対について、平成23年請願第7号・八代市立保育所民営化等計画に基づく宮地さくら保育園の民営化計画中止について、平成23年陳情第11号・河俣保育園の存続についてであります。本3件については関連がありますので、一括議題とし、採決については個々に行うことといたします。

この請願2件、陳情1件について、質疑、御意見はありませんか。

○委員（庄野末藏君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、庄野委員。

○委員（庄野末藏君） この前の委員会でも、ちょっと私、言ったことがあるんですけど、趣旨はよくわかるとですけど、この場合、請願出されてる人たちの思いちゅうか、一生懸命になってされることは、よく……。そういう中で、担当課が現場で説明する中で、保護者のちゅうか、関係者の人たちの説明の中には、参加者が少なかったちゅうことは、なんか、関心があるのか、本当にないのか、ずっといっぱい出てくるし、何回も何回も出てくるけど、どうも私たちではどうしようもないし、執行部とか担当課でいろいろ今審議されとるし、検討もされておるようでございますので、このままずっと継続継続言っても、ちょっと、なんか問題があるとやなからうかなという気持ちがしたので、審議未了ちゅうか、3件ともそういうふうな形でしたらどうだろうかというふうに思います。

○委員長（松永純一君） はい。ほかにありませんか。

○委員（福嶋安德君） はい。

○委員長（松永純一君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安德君） 3件とも、大体、まだ本当の結論はまだ出とらぬやったですね。

で、今、執行部のほうでも、今そういった形を模索して、いろんな民営化等にも、いろんな

手だてをして、今の、地域の皆さんに応えようとしている最中でありますので、この分はまだ継続で、私たちも考える必要があるんじゃないかなというようには思いますけれども。

継続でお願いしたいと思います。

○委員長（松永純一君） はい、今――。

はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） 私も今福嶋委員が言われましたように、平成25年の4月に計画――民営化にする計画を執行部は持ってますから。これからどんどん地元へ足を運んでいただいて、そういう方向ですね、やっておられるようでありますから、審議未了で私もいいと思います。（「審議未了」と呼ぶ者あり）審議未了じゃない、継続です。ごめんなさい。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 今、継続審査と審議未了の意見が出ておりますが、継続審査の意見が多く出ておりますので、継続審査についてお諮りをいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

平成22年請願第2号・八代市立白島ぎんが保育園民営化反対について、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（松永純一君） 挙手多数と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

続けて、宮地さくら保育園について、継続審査についてのお諮りをいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

平成23年請願第7号・八代市立保育所民営化等計画に基づく宮地さくら保育園の民営化計画中止については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(松永純一君) 挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

河俣保育園の存続についての継続審査をお諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

平成23年陳情第11号・河俣保育園の存続については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(松永純一君) 挙手多数と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松永純一君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

・教育に関する諸問題の調査

・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長(松永純一君) 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の2件です。

・教育に関する諸問題の調査(八代市教育振興基本計画について)

○委員長(松永純一君) このうち、教育に関する諸問題の調査に関連して、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許しま

す。(「小会」と呼ぶ者あり)

小会します。

(午前11時25分 小会)

(午前11時27分 本会)

○委員長(松永純一君) 本会に戻します。

それでは、八代市教育振興基本計画について説明願います。

○教育部長(北岡 博君) 委員長。

○委員長(松永純一君) はい、北岡教育部長。

○教育部長(北岡 博君) はい。お世話になります。

所管事務調査をお願いをしております八代市教育振興基本計画についてでございますが、本年の10月26日に、第2回の八代市教育振興基本計画策定委員会を開催いたしております。その旨、中間報告ということで報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長(和久田敬史君) 委員長。

○委員長(松永純一君) はい、和久田教育総務課長。

○教育総務課長(和久田敬史君) はい。こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 教育総務課の和久田でございます。

それでは、教育振興基本計画について、中間報告につきまして説明をさせていただきます。座って説明をいたします。よろしくお願いいたします。

本年3月の文教福祉委員会の所管事務調査の中でも、この教育振興基本計画の策定スケジュール、内容等につきまして説明をさせていただきました。それ以降、高専の校長先生や小学校、中学校の代表、PTAの代表の皆さん方から構成いたします策定委員会を2回、それから、関係いたします各課の課長で構成いたします検討部会を2回、それと、同じく関係いたします関係各課の係長、課長補佐級の職員から構

成いたします、検討部会プロジェクトチーム会議を月2回の――7カ月ぐらいですので、10回以上経まして、それと同時に、ことしの7月から9月にかけて、市民、児童生徒、教職員、保護者それぞれに関しまして、教育課題に関するアンケート調査もいたしております。

そういったことを踏まえまして、今のところ、教育振興基本計画に関します全体的な施策の体系の図というのを、皆様方に、お手元にございますA3の用紙で素案をつくったところがございます。この施策の体系に入ります前に、7月から9月に実施しました教育課題に関するアンケート調査のほうから簡単に説明をさせていただきますと思います。

資料のほう、アンケート調査の概要ということでごらんいただければと思います。

まず、1ページでございますが、調査の対象ということで、6番、児童生徒、これが、小学校が5・6年生、中学校が1年生から3年生まで1014人。それから、教職員が211人。学校につきましては、全ての学校を対象としております。それから、保護者が400人、一般市民が1100人ということで、合計1776人の方にアンケートをとっているところがございます。

具体的なアンケートの結果は3ページ以降にございます。3ページから16ページにかけては、子供に関しますアンケート調査の概要。それから、17ページから28ページにつきましては、教職――教員、保護者、一般市民に関しますアンケートというような内容になっております。

まず、3ページから、子供に関して、学校生活の様子について内容を聞いております。

それから、4ページ、5ページにつきましては、ICT、パソコンですとかテレビを使った授業について、わかりやすいか、先生に対してはうまくできているのかというような質問をと

ったところでございます。

それから、6ページ、7ページにつきましては、家庭や学校で先生や家族との会話がよくするのかとか、そういった、親から褒められたことがあるかと、先生から褒められたりしているかというような内容を聞いております。

それから、8ページ、9ページは、放課後及び休日の過ごし方についてを聞いております。放課後、休日も、部活動とか家で勉強、友達と遊ぶというような形の内容になっております。

それから、10ページ、11ページは、八代市内の社会教育施設の利用状況について、あるいは先生が子供を連れていったことがあるかというような質問をいたしているところがございます。

12ページ、13ページは、ボランティア活動への参加意向、地域で自慢するものがあるかというような質問をしたところがございます。

それから、14ページ、15ページは八代市のことでもっと知りたいこと。八代市の、市内の文化財を見た経験があるかというような内容。

それから、16ページは、具体的にどんな文化財を見たかというような内容でございます。

17ページから、今度は先生、それから保護者、一般市民の方に、最近の子供たちの様子についてということで聞いておりますが、こちらにつきましては、学校の先生、保護者、市民も、優しさや思いやりがあるということや、明るく挨拶をするといったところが比重が高うございます。逆に、そう思わない、できていないというところにつきましては、自分ひとりで選択や判断をする力がないのではないかと。自分の気持ちを相手にうまく伝えられないのではないかというような項目が少し高うございます。

策定委員会の中では、こういった子供たちの表現力や判断力に少し課題があるのではないかというような御意見も出たところがございます。

す。

次に、次の18ページには、これからの子供にどのように育てほしいかというようなアンケートに関しましては、皆さん、人を思いやる心や人権・命を大切にする子供、学ぶ意欲を持ち、みずから考え、判断できる子供、あるいは挨拶や礼儀など基本的な生活習慣を身につけた子供といったような項目が、比率が高いところでございます。

それでは、そのようなものは学校、家庭、地域、どこで身につけさせるべきなのかということで、19ページにそれを聞いておりますが、6番の読書の習慣が学校というのが一番多くて、それ以外の善悪の判断、社会生活のルール、命を大切にする心、思いやりの心、基本的な生活習慣、挨拶、そういったものは家庭でというような意見が一番高いところでございました。

あと、家庭以外では、学校、家庭、地域の連携というところも比率が高かったところでございます。

それから、あと、22ページをごらんいただきたいと思います。教育における課題ということで、それぞれ先生、保護者、市民に聞いておりますが、先生では家庭の教育力の問題というのが一番高うございます。それから、道徳、規範意識の問題、いじめや生徒指導上の問題というような順でございます。

保護者になりますと、いじめや生徒指導上の問題というのが一番高うございまして、その次にコミュニケーション能力の問題と、3番目に教員の指導力というような形になります。

市民におきましては、いじめや生徒指導上の問題、2番目に教員の指導力というようなことで、家庭のほうは——先生のほうは家庭の教育力が課題があるんじゃないかと。先生のほうは——保護者のほうは、教員の指導力があるんじゃないかと、それぞれでそれぞれの立場で考え

てらっしゃるような結果が出ております。

それから、23ページ、八代市の学校教育に望むことということで、先生、保護者は学力の向上というのが1番でございます。あと、いじめや不登校への教育相談の充実というのが高いところでございます。市民につきましては、教職員の指導力と資質の向上が1番で、2番目がいじめや不登校への教育相談の充実ということで、いじめや不登校への教育相談の充実というのが、それぞれ3者で非常に比率が高いところでございます。

続きまして、24ページ以降につきましては、社会教育施設や文化財関係の設問でございます。24ページ、社会教育施設の利用状況、25ページは社会教育施設の満足度、それから26ページが充実のために力を入れるべきこと、27ページが文化財に対する期待、それから28ページ、最後ですが、参加の経験とか活動内容等について聞いてあるところでございます。

このようなアンケート調査ですとか、それぞれの部会、プロジェクトチーム、それから策定委員会の中で協議を重ねて、A3のほうの1つの施策の体系図の素案を今現在つくったところでございます。

基本理念でございますが、やつしろの絆でつむぐ心豊かな人づくりというふうにいたしております。この考え方でございますが、恵まれた自然と太古以来の豊かな歴史・文化を持つここ八代に集った人たちの強く頼もしいきずなの力を結集して、八代の未来を担う心豊かな人づくりをしていこうという思いから、このようなフレーズにいたしましたところでございます。

人物像を心豊かな人といたしましたのは、アンケート結果の思いやりのある人、命を大切にする人に育ってほしいと、市民全体の希望を反映したものでございます。

また、紡ぐという言葉には、綿などをよって

1本の糸にするというような意味がありますが、幼稚園、小学校、中学校、さらには学校、家庭、地域が糸を紡ぐように連携しながら心豊かな人材を育ていこうという思いから使ったところでございます。

このような基本理念をもとにいたしまして、5つの基本目標を掲げたところでございます。基本目標の1、2が学校教育におきます目標、3、4が社会教育の目標、5が文化財保存に関するものということでございます。

まず、1、2の学校教育の基本目標でございますが、子どもたち一人一人の生きる力を育みますということで、次代を担う子供たちにこれからの社会において必要となる生きる力を身につけさせるため、一人一人の子供としっかり向き合い、きめ細かな教育を推進し、豊かな心、確かな学力、健やかな体を育成しますという内容でございます。2番目の、地域とともに学校・園の教育力を高めますということで、全ての学校・園において、子供たちの生きる力を育むため、安全・安心で質の高い教育環境の整備を推進し、学校力・教師力・連携力を高め、保護者・地域とともに、義務教育9年間を見通した小中一貫・連携教育を推進していこうと考えているところでございます。

社会教育の基本目標でございますが、3番、学校・家庭・地域の協働により社会全体の教育力を高めますということにいたしております。家庭や地域における教育力の向上を図るとともに、学校や家庭、地域がみずからの役割と責任を果たし、つながりを深め、連携することにより、地域社会全体の教育力を高めていこうということでございます。

生涯を通じて楽しく学ぶことのできる充実した環境を提供しますと。いつでも、どこでも、誰もが生涯を通して楽しく学ぶことのできる生涯学習環境の充実を図り、市民一人一人が生涯にわたり自主的な学習を行い、学習した成果を

地域社会の中で生かせる豊かな社会づくりを推進しますというふうにいたしております。

それから、文化財に関しましては、郷土の歴史と文化財に親しむことができる環境を整えますということで、郷土への理解と愛着を育む文化財を保存・継承し、学校教育や社会教育に有効活用されるよう環境を整え、市民が自分の住む地域に誇りを持って暮らせる歴史の見えるまちづくりを進めますというふうにいたしております。

こういった基本目標をもとに、それぞれ基本的な施策の方向性として、16項目掲げているところでございます。今後につきましては、この16項目につきまして、再度内容を協議いたしまして、年内に計画全体の素案を策定する予定でございます。その後、年が明けまして1月中旬に策定委員会を開催し、御承認いただいた後に、パブリックコメントにかけて市民からの御意見を頂戴した後、教育委員会で最終的な内容の報告をさせていただきまして、御承認いただいた後に、3月末、完成を目指しているところでございます。また、最終的に策定いたしました後には、議会のこの場で報告をさせていただこうと考えているところでございます。

以上、教育振興基本計画につきまして中間報告でございました。

○委員長（松永純一君） 本件について、何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。教育振興基本計画につきましては、言うまでもございませんけど、私のほうから議会でも提案させていただきまして、ここまでお取り組みいただきまして、個人的に感謝申し上げたいと思います。

で、議会の中で1つだけ、私、お願いしてたことがございまして、恐縮ではございますけれども、当時八代市が教育委員会に属する事務の

一部を、市長部局に移されたと。具体的に申し上げますならば、学校体育に関するスポーツの部分を残し、文化財保護に関する部分を残し、それ以外については、スポーツ分野、文化財——文化分野、市長部局に移されたということがまずあって、その後、この計画策定に取り組まれたわけなものですから、私自身のリクエストとしては、部局は変わったけれども、文化という大きな枠組みを考えると、そこも網羅した中でつくるのが市民のための計画じゃないかという、御提案というかお願いをさせていただいたところでございます。教育基本法にも、これは教育委員会がつくらなければいけないと書いてございませし、熊本県も県知事名で計画つくっているというようにと見ますと、市においてもぜひ、教育委員会の事務だけにかかわらず、トータル的にというような思いがあったわけなんですけれども、この策定をされている——あつ、策定といいますか、計画づくりをなさる中で、その点についてはどういう状況で今至っていらっしゃるか、念のため確認させていただきたいと思います。

○教育総務課長（和久田敬史君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、和久田課長。

○教育総務課長（和久田敬史君） 今、委員さんからもお話ございましたけれども、その当時、吉田教育長の答弁で、その部分については除いたところで計画には盛り込みたいと。で、御要望につきましては、当然必要な部分につきましては教育委員会といたしましても、市長部局と十分、連携・協力を図っていきたいというような、考えておりますというような答弁を吉田教育長はいたしているところでございますが、西濱委員からそういう要望をされました後に、この計画をつくるに当たりましてはですね、まず、課長級の検討部会、それからプロジェクトチームの中にいきいきスポーツ課の課長

及び係長をそれぞれ部会、プロジェクトチームのメンバーに入っていた。それから、文化まちづくり課の課長及び係長につきましても、同じく部会とプロジェクトチームにお入りいただきまして、それぞれの分野での内容につきましてですね、十分連携が図れるようにいたしましたし、それぞれ部会、プロジェクトチームで御意見もいただいているというような感じでございます。

それと、あわせまして、今現在総合計画の後期計画、それからいきいきスポーツ課につきましては、スポーツ振興計画の見直しの作業とかも同時に行ってらっしゃるということでございましたので、そのような中で、私どもが今現在、この教育振興基本計画で協議をしている部分につきましても、十分連携を図っていただくような形で、今やっただいただいているところでございます。はい。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（松永純一君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。計画自体の策定主体は教育委員会になるけれども、中のプロセスにおいては、十分、部局は違えども連携を図っていらっしゃるということで、内容については、その御意見あたりですね、十分反映する方向でのお取り組みだということが今確認できましたので、安心いたしました。ありがとうございました。

今後も引き続き、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（上村哲三君） 1ついいですか。

○委員長（松永純一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） 基本目標ということで、余り詳細にわたってのね、この16項目のことには入ってこないのかなと思うんだけ

どね。個性を重要視する部分のですね、文言がこれにないんですよ。以前まで教育目標で上がってきた、個性を重要視しておのあの個性を伸ばしてやるというようなこともですね、以前はたしか文言に少し入ってたような気がしたんだけど。そういう部分と、それから、この教育目標がね、画一された子供たちの形成に当たってしまわないことを僕は危惧するわけです。というのは、今言った個性というのとね、同じような意味で捉える部分があるんですよ。私は、この国の教育目標なんかについてはね、画一した——言い方、表現の仕方はちょっと悪いかもしれないからね、そういうふうに解釈して聞いてよ。例えば、海に行けば養殖いかだがあって養殖の魚がおる。な。天然の魚がその周りに泳いでいる。ね。天然の魚は大きいから小さいのまで、元気のいいのから少し体力ないのまで、そんな形。ね、えらい餌取りが上手な魚もいるだろう。養殖の魚というのは、画一した中に入れられてね、餌は与えられて、同じ大きさになって、どのくらいの質になったら出荷されるというような形でね。

だから、そういうことが行われてほしくないという僕は思うわけですよ。あくまでも、こういうふうなね、これはもう、どう言っても枠だからね。ね。みんなの管理のもとでする基本目標だから。その中でもね、やっぱり子供の個性というのを十分見きわめてですね、潰さないような教育目標であってほしいと。それは学校教育だけではできない、この中で、地域との連携とかそういう形でなって、家庭教育もあるでしょう。十分それを——もし、1つの枠の中からね、個性的な子は——飛び出してしまう子は結構いると思うんですよ。そういう子の芽を潰してほしくないというのが1つあるもんだからですね、その個性個性を、おのあの、十分生かしていける場所もね、ちゃんとこの中には、少しそういう枠がね、潰さないようなことは書いてあるん

だけど、本当にそれで対応できるかなという、実態としてはあるものだからですね。そのところも十分踏まえた上での、やっぱり基本目標というのにな、やはりしていただきたいなというふうに思います。

で、実態動かすときにですね、必ず障害が出るんですよ。特に、枠を飛び越えてですね、個性豊かな子はね、枠から飛び出してしまうから、その子をね、変な子だとかね、そういうふうの実態として動くときに思われてほしくないしね、そういう場合はちゃんと与えてあげるということは大変重要じゃなかろうかな。そういう子が意外と将来は大きくなってから、世界へ飛び出したりね、ノーベル賞をもらったりするんだから。そういうところをですね、十分理解してあげて。それはもう学力だけでなく、芸術分野においてもそうですよ。そういうところを——ここに余り文言として出てこないからね、そういうところも十分踏まえていただきたいなというふうに思います。

○委員長（松永純一君） 答えはいいですか。

○委員（上村哲三君） はい。ちょっと何かあれば。

○教育総務課長（和久田敬史君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、和久田課長。

○教育総務課長（和久田敬史君） 一人一人の個性に応じたといいますか、能力に応じたきめ細かな指導というのは、やっぱり当然必要な部分だと思いますので、今、上村委員さんがおっしゃったようなところも十分踏まえまして、またさらにプロジェクトチーム、部会などで協議を深めていければというふうに思ったところでございます。

貴重な御意見、大変ありがとうございます。

○委員長（松永純一君） はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、八代市教育振興基本計画についてを終了いたします。

（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

・教育に関する諸問題の調査（龍峯幼稚園の廃園について）

○委員長（松永純一君） 次に、龍峯幼稚園の廃園について説明願います。

○教育部長（北岡 博君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。お世話になります。龍峯幼稚園の廃園についてでございますが、龍峯校区の、地域の合意が得られましたので、その経過並びに今後の計画につきまして、学校教育課より説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、塚副学校教育課長。

○学校教育課長（塚副 徹君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）よろしく願いいたします。

龍峯幼稚園の廃園につきまして、お手元の資料を使いまして御説明させていただきます。座って説明させていただきます。

現在休園中の龍峯幼稚園につきまして、廃園の進めてまいりました。初めに、望ましい幼稚園の規模について御説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

平成22年9月、教育委員会定例会にて、八代市立幼稚園の望ましい規模について方針を決定いただきました。資料にありますように、集団としての遊びが成立するための望ましい規模を考えたとき、1学級6名以上を基準と

すること。龍峯幼稚園については、2学級編成のため12名以上を基準とすることが決定されました。

資料の2ページをごらんください。このことを受けまして、平成22年9月の教育委員会定例会にて、平成23年度八代市立幼稚園の園児募集の基本方針についてが議決され、応募のあった園児総数が、龍峯幼稚園にあっては12名に満たない場合は休園とすると定められました。そして、同年12月の定例委員会にて、園児募集による応募が9名であったことから、平成23年度の休園を議決いたしました。

平成24年度の園児募集に際しましても、応募が1名であったことから、12月5日に休園の継続を決定いたしました。

次に、今年度の経緯について御説明いたします。

資料4ページをごらんください。

まず、図1、龍峯幼稚園の園児数の推移をごらんください。龍峯幼稚園においては、平成20年度から総園児数が12名を下回っており、これを受けて、先ほど申しましたとおり、平成23年度、24年度と休園としております。

次に、図2、龍峯校区の子どもの数をごらんください。校区には、12名を上回る該当の子供がいますが、図3、龍峯校区の児童数とその内の龍峯幼稚園の卒園児数が示しますように、12名を上回る子供がいても、実際に龍峯幼稚園に入園する子供は少ないことがわかります。また、他校区からの入園者も平成21年度が1名、平成22年度も1名と極めて少ないのが実情です。これらのことから、龍峯幼稚園に対する地元のニーズは少なくなっているかと判断しました。

資料の3ページをごらんください。

これらの状況を受けまして、教育委員会7月定例会にて、今年度をもって龍峯幼稚園を廃園とすることを決議いたしました。

その後、8月に龍峯出張所長に廃園についての説明を行い、次に校区長への説明、市政協力員への説明を行いました。そして、10月の龍峯校区市政懇談会にて、教育部長より龍峯幼稚園の廃園についての説明がなされました。龍峯校区の方は、総合こども園としての存続が可能であればという考えを持っておられましたが、現在、待機児童がいないことや、龍峯校区の保護者でも幼稚園より保育時間の長い保育園を選択されている状況から、教育委員会の決定を受け入れていただきました。

今後、次回、3月市議会におきまして、八代市立幼稚園条例の一部改正案を提出させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（松永純一君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、龍峯幼稚園の廃園についてを終了します。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

やがて12時になりますけれども、会議を続行したいと思いますようございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

・教育に関する諸問題の調査（第六中学校体育館の耐震化について）

○委員長（松永純一君） 次に、第六中学校体育館の耐震化について、説明願います。

○教育部長（北岡 博君） はい。

○委員長（松永純一君） 北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。第六中学校体育館の耐震化についてでございますが、これにつきましては、耐震化計画を作成いたしましたので、それに基づきまして進めているところではございますが、第六中学校の体育館につきましては、この計画での方針を変更したというところ

で、教育施設課長より説明いたしますのでよろしく願いいたします。

○教育施設課長（増住眞也君） はい、委員長。

○委員長（松永純一君） はい、増住教育施設課長。

○教育施設課長（増住眞也君） 教育施設課の増住でございます。座りまして説明させていただきます。

まず、資料のほうですが、第六中学校体育館の耐震化についてという資料ですが、ございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ただいま部長が申しましたように、第六中学校体育館の耐震化でございますが、これまで計画では27年度に補強工事を行うとしておりました。このたび、改築工事へと方針を変更いたしましたので、変更するに至った理由及び経緯について御報告をするものでございます。

お手元の資料の1ページ目に、改築へ変更する理由を挙げております。まず1点目に、建物の老朽化。それから2点目に、同規模の他校と比較してアリーナ面積が狭いこと。3点目に、金剛校区内にスポーツの拠点となる施設がないこと。4点目に、金剛校区内に災害時の避難場所に適する施設がないことといたしております。

御案内のとおり、金剛公民館にはスポーツができるようなスペースがございません。スポーツの拠点あるいは災害時の一時避難場所として考えられるのは、金剛小学校、それから第六中学校、弥次分校の体育館だけでございますけれども、いずれも古くて狭い施設でございます。

3に第六中学校の状況を載せております。生徒数が165名、学級数が8クラス、クラブ活動はごらんのとおり盛んな学校でございます。ほかに吹奏楽がございまして、それらと合わせますと、クラブの加入率が75%となっております。

4に体育館の老朽化の状況でございますが、建築年が昭和41年、竣工後46年が経過しております。残っている体育館では最も古い建物となっております。次に、内壁と床の状況でございますが、内壁の至るところに穴やへこみがございます。また、床についてはコートラインが磨耗しているというような状況でございます。

5番目に、狭隘である状況を挙げております。コート数としては、バレーやバスケットボールの場合は1面、バドミントンでも2面しかとれませんので、授業や部活動においては苦慮、学校は苦慮されているような状況でございます。

次のページをお願いいたします。各中学校の生徒数、それから体育館の整備状況の一覧でございます。資料の真ん中辺に面積、それからアリーナとございますが、そういう欄がございますけど、これは延べ床面積とアリーナの面積を示しております。資料中、第四中学校、それから第七中学校、それと泉中につきましては括弧がついております。これは四中が改築予定、それから第七中と泉中は現在改築中でございますので、括弧の中が改築後の面積ということでございます。これらの面積をそれぞれ比較いたしますと、ほとんどの学校が延べ床面積1000平方メートル以上、それからアリーナ面積のほうも800平方メートル以上となっております。残っておりますのが、六中、それから日奈久中、二見中、東陽中の4校となっております。

しかし、平成24年度の生徒数をちょっと見ていただきますと、六中が165人、日奈久中は49人、二見中が44人、東陽中は70人となっております。4校の中で生徒数が100人を超えているのが六中だけということでございますので、生徒数に比較して六中の体育館は非常に狭いということが御理解いただけるかとい

うふうに思います。

このようなことから、昨年の12月に、校区から市に対して、六中の体育館改築についての陳情書をいただいております。また、ことし7月に行われました金剛校区の市政懇談会におきましても、最初に御質問、御要望をいただいているのが六中体育館の改築でございました。このような中、現在、25年度当初予算の策定時期となっておりますけれども、学校施設の耐震化につきましては、まだ耐震化工事の設計が済んでいない建物が27年度工事分を中心に17棟ございます。これらの設計は、26年度でも実施することは可能ではございますが、国の補正により、前倒しなどにすぐ対応できるようにと、来年度、25年度において全て設計業務を完了したいというふうに考えております。六中の体育館につきましても、その17棟の中に入っておりますので、従来の計画のままであれば補強工事として設計が行われることとなります。そこで、去る11月27日に市長以下の幹部で構成します政策会議を開催し、補強から改築へと方針の変更を決定していただいたところでございます。

資料の3ページに——ちょっと3ページを開きをお願いいたします。改築の計画案を載せております。資料の左の下に方位がございますので、上のほうがほぼ北の方角という形になります。赤い色で塗ってありますが、現在の体育館と柔道場でございます。ピンクの建物が新たな体育館でございまして、体育館の2階に柔道場を整備したいというふうに考えております。

新たな体育館をこの位置に建てることによって、工事の期間中、約1年間ぐらいかかりますけれども、既存の体育館を利用することができると。それから、現在プールにトイレがありません。ここに建てることによりまして、体育館のトイレをプールと共用することができます。

それから、青色に塗っております渡り廊下でございます。校舎から体育館、さらにプールへと効率よく整備することが可能となります。

ただ、この案のちょっと難点となりますが、民家に近いというところがございます。しかし、考えられる中では最良の案ではないかというふうに思っているところでございます。

概算工事費を申し上げます。設計委託料、附帯工事等を含めまして、約5億5000万を見込んでおります。その財源でございますが、国庫補助が約8000万、それから起債が4億4000万、一般財源が約3000万でございます。

次のページに整備スケジュールを載せております。先ほど述べましたように、25年度に基本及び実施設計を予定しております。26年度には、表の下の方に書いてありますが、校舎の補強工事を行います。それから、体育館の実際の工事は27年度を予定しております。28年度に解体、それからグラウンドやテニスコートの整備を行う予定でございます。

次のページをお願いいたします。これは耐震化計画の個別計画でございます。今回の六中体育館の改築を含めた最新の表となっております。変更した点を申し上げますと、26年度の——一番下になりますが、番号が47番でございます。これは六中の校舎の補強を入れております。もともと27年度に予定をしておりましたけども、体育館の改築とあわせて同年度に校舎の補強工事を行うというのは、学校側に多大な御迷惑をおかけをいたします。そういうことから、26年度に前倒しを行います。

それから27年度の——真ん中辺になります、58番。これが今回の六中の体育館でございます。耐震診断結果はごらんのとおり補強となっておりますけども、行の一番右側に工事が書いてありますが、ごらんのとおり実際の工事は改築工事と変更しておるところでございます。

す。今回の方針変更に伴いまして、「改築」と呼ぶ者あり）あっ済みません、ごめんなさい。失礼いたしました。改築工事へと変更いたしております。

今回の方針変更に伴いまして、24年度から27年度までの4年間における学校耐震化の全体予算、一応約75億円となる見込みでございます。

御報告は以上でございます。

○委員長（松永純一君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（矢本善彦君） ちょっとよかですか。

○委員長（松永純一君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） この学校耐震は、これまで国の基準は0.3、I s 値。これは0.49。これはどういう意味。

○教育施設課長（増住眞也君） 委員長、はい。

○委員長（松永純一君） はい、増住教育施設課長。

○教育施設課長（増住眞也君） 文科省のほうで指導されている耐震化の対象となるものはI s 値0.7未満でございます。はい。で、0.3未満は優遇されて、危険だからすぐやりなさいということになっております。0.7につきましても、27年度までには終了するとなっております。

以上でございます。

○委員（矢本善彦君） わかりました。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ——よかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）第六中学校体育館の耐震化についてを終了します。

そのほか、委員会の所管事務について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、所管事務調査３件についての調査を終了します。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査２件及び請願２件、陳情２件については、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全て終了いたしました。

これをもって、文教福祉委員会を散会いたします。

（午後０時０９分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

平成２４年１２月１０日

文教福祉委員会

委員長